

主な指摘事項 【介護予防支援】

区分	項目	内容	文書指摘 件数
運営	指定介護予防支援の 具体的取扱方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回聴取しなければならないこととされているが、サービス事業者からの聴取がなされていないものが散見されたため、サービス事業者から利用者の状況等を聴取すること。</li> <li>・モニタリングについて、利用者の居宅を訪問しない月においては、指定介護予防サービス事業者等への訪問、利用者への電話等の方法により、利用者自身に介護予防サービス計画の実施状況について確認を行う必要があるが、これを行っていないものが見受けられた。利用者自身に介護予防サービス計画の実施状況について確認を行い、1月に1回はその結果を記録すること。</li> </ul>	1件

計1件